奨学金貸与の継続(編入学)手続きの流れ(海外短期大学修了から海外大学の奨学金の貸与開始まで)

【重要!】**海外短期大学の奨学金の貸与期間は、海外短期大学の修了月まで**です。編入学した海外大学でも、

引続き奨学金の貸与を受けるためには、

- ・海外短期大学を修了後1年以内に海外大学へ編入学すること
- ・海外大学へ編入学後3か月以内に「編入学奨学金継続の手続き」を行うことが必要です。
- 1. 海外短期大学の奨学金貸与終了

2. 編入学奨学金継続の手続き

3. 編入学した海外大学の奨学金貸与開始・ 返還誓約書の提出

短期大学の奨学金の貸与終了

機構から受取

- 貸与奨学金返還確認票
- 返還のてびき(ダイジェスト版)

口座手続き【期限】機構が指定する日

■ スカラネット・パーソナルから、リレー口座加 入手続き

返還開始

- ※貸与終了月の翌月から数えて7か月目に返還が開 始します。
- ※返還開始月までに、編入学した海外大学の奨学金 の貸与が開始しない場合で、返還期限の先送りを 希望する場合、返還期限猶予等の手続きが必要で す。返還期限猶予等の手続きは、短期大学の奨学 金の貸与終了時に案内します。

海外の大学へ編入学後

|機構ホ―ムペ―ジから書類をダウンロ―ド

■ 貸与奨学金継続願(編入学)等の所定様式

機構へ書類提出「【期限】編入学後3か月以内

- 申請に係る重要事項確認
- 貸与奨学金継続願(編入学)
- 確認書
- □ 短期大学の修了証明書
- □ 編入学先の在籍証明書
- □ 単位移行証明書
- □ アカデミックカレンダー
- □ パスポートのコピー(日本国籍の方)
- □ 在留カードのコピー(外国籍の方) (入学時特別貸与奨学金希望者のみ)
- 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書
- □ 融資できない旨の通知書のコピー

編入学した海外大学の奨学金貸与開始

※大学に編入学した月に遡って、奨学金が振り込まれます。

※短期大学修了から編入学するまでの期間は、奨学金の貸与はありません。

|機構から返還誓約書等を受取 | 初回振込月の下旬

- 奨学生証
- 返還誓約書
- 保証依頼書

|機構へ提出| 【期限】機構が指定する日(採用月の約3か月後)

- 仮環誓約書
- 保証依頼書
- □ 印鑑登録証明書(連帯保証人及び保証人)
- □ 収入に関する証明書類(連帯保証人)
- □ 住民票(奨学生本人)
- ※期限までに提出のない場合は、採用時に遡って奨学生の身分を失 います

奨学金貸与の継続 (編入学) に係る手続きについて

1. 提出期限

書類提出期限は、海外大学編入学後3か月以内

海外短期大学を卒業(修了)後、海外大学で引き続き奨学金を貸与するためには、海外短期大学を卒業(修了)後1年以内に海外大学へ編入学し、<u>編入学後3か月以内に「貸与奨学金継続願(編入学)」</u> 及び添付書類を提出することが必要です。

海外短期大学卒業後1年を超えて編入学した場合や、編入学後3か月以内に必要書類が提出されなかった場合は、編入学後の奨学金の継続貸与はできませんので、注意してください。

2. 提出書類一覧

【全員提出(1~9)】

	提出物	備考
1	『【様式A】貸与奨学金の継続申請に係る重要事項確認』	機構様式
2	『【様式B】貸与奨学金継続願(編入学)』	機構様式、本人欄自署
3	『【様式C】確認書』	機構様式、本人欄自署
4	海外短期大学の最終在籍年月が確認できる「卒業・修了証明書」 又は「成績証明書」(日本語訳添付)	海外短期大学発行
5	編入学した大学の「在籍証明書」 (発行年月日が異動年月から3か月以内のもの、日本語訳添付)	編入学した大学発行
6	単位移行が確認できる「履修・成績証明書」 (発行年月日が異動年月から3か月以内のもの、日本語訳添付)	編入学した大学発行
7	アカデミックカレンダー	海外短期大学発行 編入学した大学発行
8	【日本国籍の方】パスポートのコピー (所持していない人は、戸籍抄本と身元確認書類)	
9	【外国籍の方】在留カードのコピー・在留資格に関する証明書類	機構様式【様式F】

【表中4~7 大学発行書類の詳細】

4. 海外短期大学の最終在籍年月が確認できる「卒業・修了証明書」又は「成績証明書」 (日本語訳添付) (コピー可)

1

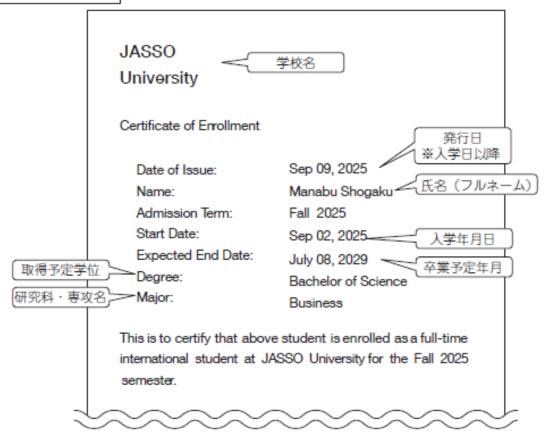
(注)海外短期大学のマイページ等から取得した「成績証明書」も可とします。

5. 編入学した大学の「在籍証明書」

(発行年月日が異動年月から3か月以内のもの、日本語訳添付) [コピー可]

- (注1) 編入学日以降に発行されたもので、以下の事項について記載されていること。
 - a. 発行日(編入学後の学期開始日以降)
 - b. 本人氏名
 - c. 学校名、学部・学科・専攻(コース)名
 - d. 取得する学位 (学士号:Bachelor's Degree) ※Undergraduateではなく、Bachelor's Degreeの 記載が必要
 - e. 海外大学の正規課程への編入学年月日
 - f. 卒業予定年月
- (注2) 在籍証明書に「f. 卒業予定年月」が記載されない場合は、以下のア・イに対応してください。
 - ア. 留学アドバイザーや指導教員など学校担当者に相談し、卒業予定期を決める。 ※卒業予定年月は、卒業式(学位授与式)の行われる年月ではなく、<u>最終授業/最終</u> **試験が行われる年月**としてください。
 - イ. 『【様式B】貸与奨学金継続願(編入学)』の<u>「卒業(予定)年月」欄の「□学校担当</u>者と相談のうえ、卒業予定期を決定」に**☑**を入れる。
- (注3) <u>在籍証明書は大学のマイページ等からの取得は不可です。</u>学校のレターヘッドのある公式な 証明書の提出が必要です。

在籍証明書の見本



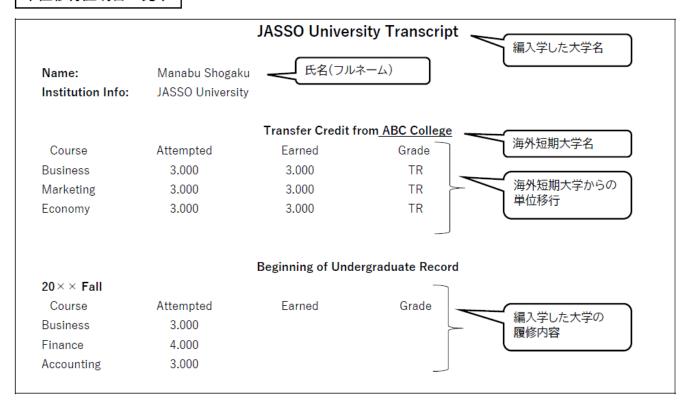
2

6. 編入学した大学発行の単位移行が確認できる「履修・成績証明書」

(発行年月日が異動年月から3か月以内のもの、日本語訳添付) [コピー可]

- (注1) 編入学した大学名、本人氏名が記載されていること。
- (注2) 海外短期大学名、移行された単位数、移行された科目名等が記載されていること。
- (注3) 前記「5. 編入学した大学の『在籍証明書』」に「○○短期大学からの編入学生」である旨が記載されている場合には、単位移行の証明書類の提出は省略できます。

単位移行証明書の見本



3

7. アカデミックカレンダー(日本語訳添付) [コピー可]

(注)海外短期大学と編入学した大学における授業開始月及び最終試験/授業終了月が分かる「アカデミックカレンダー」を提出してください。

海外短期大学の最終試験/授業月、編入学した大学の授業開始月と最終試験/授業月にマーカーを引き、日本語訳を付してください。

アカデミックカレンダーの見本

学校名 JASSO UNIVERSITY ACADEMIC CALENDAR, 2025-26 Summer Sessions 2025 May 24-August 13 12 week session May 24-August 13 1st 6 week session May 24-July 2 2nd 6 week session July 6-August 13 Fall Semester 2025 August 23-December 23 First Day of Fall Semester August 17 First Day of Classes 🚤 August 23 入学した学期の授業開始の Fall Break (no classes) November 22-November 24 箇所にマーカーを引き、 November 25-November 26 Thanksgiving Holiday 日本語訳を付記してください。 December 10 Last Day of Classes December 13-December 18 Final Examinations Last Day of Fall Semester December 23 Spring Semester 2026 January 20-May 20 First Day of Spring Semester/First Day of Classes January 20 Spring Recess (no classes) March 28-April 1 Last Day of Classes May 6 卒業予定の学期の最終授業/ May 9 - May 14 Final Examinations 最終試験の箇所にマーカーを 引き、日本語訳を付記して May 16-May 20 Commencement May 20 Last Day of Spring Semes ください。 **Summer Sessions 2026** May 23-August 12 12 week session May 23-August 12 1st 6 week session May 23-July 1 2nd 6 week session July 5-August 12

4

【表中8~9 身分証明書の詳細】

8. 【日本国籍の方】パスポートのコピー(所持していない人は、戸籍抄本と身元確認書類)

- (注1) 申込者本人の**パスポートの「顔写真・氏名が記載されているページ」のコピー**を提出してください。
- (注2) 申込者本人がパスポートを所持していない場合は、以下書類①及び②を提出してください。
 - ①申込者本人の戸籍抄本(原本1通)
 - ②申込者本人の**身元確認書類**(以下のうちいずれか1点のコピー) マイナンバーカード表面、写真付きの学生証(氏名と生年月日の記載があるもの)、 運転免許証、障害者手帳、療養手帳

9. 【外国籍の方】在留カードのコピー・在留資格に関する証明書類

- (注1) 外国籍の人は次の a. ~ d. のいずれかに該当する人のみ申込みができます。詳細は「2025年度 第二種奨学金(海外) 在学者用貸与奨学金案内」の5ページを参照してください。
 - a. 法定特別永住者
 - b. 在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」であること
 - c. 在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある人
 - d. 在留資格が「家族滞在」であって、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業 (修了)していること」又は「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあ り、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、 日本に定着して就労する意思がある人
- (注2) 在留カード(両面のコピー)を提出してください。
- (注3) 在留資格が「定住者」「家族滞在」の方は、『【様式F】「在留資格「定住者」「家族滞在」 に係る申告書』も提出してください。
- (注4) 在留資格が「家族滞在」の方は、「出入国記録の写し」(原本)も提出してください。

【該当者のみ提出 10~11】

	提出物	備考
10	『【様式D】奨学金振込口座届』	機構様式、海外短期大学時の奨 学金振込口座から変更を希望す る場合のみ提出
11	①『【様式E】入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書』 ②『融資できない旨が記載された日本政策金融公庫発行の 通知文』のコピー ※圧着ハガキで通知を受け取った場合は、表面の宛名が 記載された箇所もコピーし、提出してください。	入学時特別増額貸与奨学金を 希望する場合のみ提出

5

3. 提出方法

インターネット提出又は郵送

※海外から直接提出する場合はEMS、国内連絡者を通して提出する場合は簡易書留など必ず配達記録の残る方法で提出してください。

【提出先】

〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7

Tel: 03-6743-6040 (平日8時30分~18時15分)

Fax: 03 - 6743 - 6671

独立行政法人日本学生支援機構 貸与・給付部 特別採用課 海外貸与係

【インターネット提出用フォーム】

ホーム > 奨学金 > 在学中の手続き > 海外留学のための貸与奨学金に関する在学中・留学中の手続き > 第二種奨学金(海外) 在学中の手続き

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kaigai/kaigai_2shu.html

【様式A】奨学金貸与の継続(編入学)申請に係る重要事項確認

奨学金の申込みにあたって、以下の貸与奨学金における確認事項を全て確認し、理解している場合は「はい」に ☑を記入してください。

全ての事項(4項目)を確認した後、「B. 貸与奨学金継続願(編入学)」を記入してください。全ての項目にチェックが入っていない場合、奨学金の申請を受け付けることができません。

記入日	年	月	日
由 3			
申込者氏名			

貸与奨学金における確認事項	はい (理解している)
① 在学中の学業成績や家計状況が基準を満たさない場合、奨学金が受けられなくなることがあります。	
② 奨学金貸与中に様々な届出や報告などを求めることがあります。必要な手続きを行わない場 ② 合、奨学金の振込が遅れたり、止まったりする可能性があります。	
貸与奨学金はあなた本人に返還の義務があり、締め切り日までに返還誓約書を提出しなけれ ③ ばなりません。提出しない場合、採用が取り消されます。 また、借りる金額が大きいと返す時の負担も大きくなります。 貸与月額は、学資として月々必要となる金額をよく考えて選ぶ必要があります。	
奨学金の返還を延滞すると、延滞金が課されます。延滞が長くなると法的措置等が行われることがあります。 ④ また、奨学金の返還が困難になった場合は、願出により、毎月の返還額を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する「減額返還制度」や、傷病、経済困難等によって決められた金額での返還ができない場合に、返還期限を先送りにする「返還期限猶予制度」を利用できる場合があります。	

【様式B】貸与奨学金継続願(編入学)

(海外短期大学から海外大学への編入学)

	独立	Z行政	法人 日本生	学生支援	爰機構	理事長 殿			(届出	日)		年	月	日
なね する	3、奨 司意 i	学金貸 書」・「貸	「与の継続を願	い出るにあた	たり、私 れている	(私が未成年(18 「個人信用情報	第二種奨学金(海外 歳未満)の場合は、 同意条項」、「保証	私と親権	者または	後見人)は、				
	氏	フリカ	<i>i</i> ナ					奨	学生番号	÷ 8	_	02 -		
								2	生年月日	(西暦)		年		月 日
本	名	(自署))					性	別(任意)		男	•	女	
人	住		国内住民票住	所)				4	 		()	
		Т	_						* 日体の-	+12				
	所								外国籍の 生留資格	カは				
							卒業(修了)村	交						
4	学校》	名				学部• 学科名				最終 年			年	月
							編入学先大学	学						
4	学校《	名				学部• 学科名			国•地	域名			学年	
編	入学年	年月		年	月四	卒業(予定)年月	年	Ē	н			───────── いて該当す そのうえ、卒	- ~	
			્	· 业十 z + a	0.t.07		学金申込。全ての項目に		·				-X 1 A	-791 & IV VC
			※ 於	:ヨッ つ もの	2万				5万円	,	が円	<u>さい。</u> 7万円	ii	
希	望貸	与月額	Į		8万									
							. 希望する(1	0万円	• 20万日	円 • 307	ブ円・	40万円	• 507	7円)
入	学時	特別增	曾額貸与奨学会	金	※ 2.₹	希望する を選択	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	学時特別	増額貸与	-奨学金申			ハ旨を	記載した
利	率の	算定方	i法		1. 利	率固定方式	2. 利率見	直し方式	t					
奨	学金:	振込口	座		1. 変	更しない	2. 変更す	2.変更する(変更する場合は「奨学金振込口座届」を添付のこと)						
			継続願(編入学)	」を提出する	るにあた	り、機関保証制度	度に加え、人的保証	E制度を利	川用するこ	とを確認し、	下記のと	おり連帯保	証人及	び保証人を
	します た、貸		けるときには、連	草帯保証人 及	及び保証	E人の必要な証明	書類を添付し「返還	誓約書」	を提出する	ことを確認し	しました。			
連	氏	フリガラ	ナ				続柄				生年月	日		
帯	名							(世	酒曆)		年	F	1	日
保	住	₸	_					電話看	昏号(自宅	:)	()		□なし
新 新 証							携帯電	 直話番号		()		□なし	
人	勤務							勤務分	七電話番号	클		,		
/	先 名						□ 無職				()		
	氏	フリガラ	ナ				続柄				生年月	日		
保	名								酒曆)		年	F	1	日
証	住	₹	_					電話看	電話番号(自宅)					□なし
人	所							携帯電	 1 1 1 1 1 1 1 1 1 		()		□なし
	勤務						E	勤務分	七電話番号	号				
	先						□ 無職				()		

【2枚目の記入について】

親権者	100
44 TW	

届出日(1枚目の上段)において、本人が未成年者(18歳未満)の場合には、親権者が本人の奨学金申込に 同意のうえ、それぞれの欄に自署してください。

上記の者が、これから受けようとする奨学金について本申請を行なうことに同意します。

		氏	フリガナ	電話番号(自宅)	()
木		名	(自署)	電話番号(携帯)	()
i i	又は未	住所	Ŧ			
月	戎 年	氏	フリガナ	電話番号(自宅)	()
後 見	後見.	名	(自署)	電話番号(携帯)	()
	\ \ !	住所	₸			

※編入学後、3か月以内に提出してください。(編入学の日から3か月を過ぎると受付ができません。)

【様式B】貸与奨学金継続願(編入学)

(海外短期大学から海外大学への編入学)

ð.	独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿 (届出日) 2025 年 9月 5 日									
なお、 関する	、奨 同意	トの短期大学より海外大学へ編入学し 学金貸与の継続を願い出るにあたり 意書」・「貸与奨学金案内」に記載され する同意書」を本継続願とともに提出	、私(私が未成年(18 ている「個人信用情	歳未満)の場合は、私	と親権者または	後見人)は、「確認				
	氏	フリガナ ショウガク タロウ			奨学生番号	8×× –	02 -000	01		
					生年月日	(西暦) 2004	年 10	月 1	目	
本	名	(自署) 奨学	太郎		性別(任意)	爂	· 女	•	7	
人 1	住	(日本国内住民票住所) 〒 162 — 0845			電話番号	03 (0000)	0000	で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
Ī	所	東京都新宿区	市谷本村町10	-7 ←	外国籍のは在留資				勝男	
				卒業(修了)校					<u>ا</u>	
学	校	名 ABC Community Coll	学部· ege 学科名	General	Biology	最終在籍 年月	202	5年 5	月月月月	
		1		編入学先大学					7	
学	校	名 University of DEF	学部• 学科名	Biolo	gy	国•地域名	アメリカ	学年	3 7	
編入	、学生	年月 2025年 8月	卒業(予定)年月	2027年 5月		卒業(予定)年月に 学校担当者と相			決定	
		※該坐するものな		学 金 申 込 情 。全ての項目につい		ナルントシアト ナノ・	ジナル			
		※図目するものを	,	万円 4万円	5万月		7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	Щ		
希望	貸	与月額		万円 10万円				14		
			***************************************	2 希望する(1	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			• 50万	円)	
入学	经時:	特別増額貸与奨学金		2.希望する のいずれ 選択した場合は、入学				ない旨を言	記載〕	
			た日本政策金融公	公庫発行の通知書の	コピーの提出		自己附及四个	* H G B	L 報(C	
利率	3の1	算定方法	1 利率固定方式	2. 利率見	直し方式					
奨学	金金	振込口座	1 変更しない	2. 変更す	る(変更する場	場合は「奨学金振	込口座届」を複	系付のこと)	
「貸」 選任し		せ学金継続願(編入学)」を提出するに - 。	あたり、機関保証制度	度に加え、人的保証制	度を利用するこ	とを確認し、下記の	とおり連帯保証	人及び保	証人を	
また	、貸	与を受けるときには、連帯保証人及び	保証人の必要な証明	1	的書」を提出する					
	氏	フリガナ ショウガク イチロウ 		続柄 父		生年月		ない場合に チェック	יי און איז	
帯	名		民票住所と同一の住所	を記入		969 年 8 月	5 F (
保住 〒 162 - 0845 電話番号(自宅) 電話番号(自宅) 03 (0000) 0000 口なし										
証	所	東京都新宿区市谷本10-	携带電話番号	090 (00	000) 9999	□ な	ت الل ^ا			
	勤務先名	(株)奨学機構	□無職	勤剂	勤務先電話番号 03 (0000)1111					
	氏	フリガナ キコウ アキコ		続柄		生年月	目日	ない場合に		
	名	機構 明子 🔠	民票住所と同一の住所	おば _{を記入}	(西暦) 1	972 年 4 月	6 日	チェック		
	住	〒 530 − 0001			電話番号(自宅	E) 06 (0000)) 0000	_ V		
	所	大阪府大阪市北区梅田1丁	無職の場 チェック	1	携带電話番号	090 (999		口なり		
$oldsymbol{oldsymbol{ u}}$	勤務先	(有)機構商店	□無職	 勤ā	务先電話番号	06 ((0000)999	19		

1 枚目

(2枚目の提出必須)

第二種奨学金(海外)確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書

【様式C】確認書

(入学時特別増額貸与奨学金を含む)	(西曆)	年	月	日

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、大学へ編入学したことにより独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という)の奨学金の継続貸与を願い出るにあたり、奨学金案内の記載内容及び以下に記載の貸与申込の条件、個人信用情報の取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに「確認書」2枚目の記載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書を提出します。機構から個人番号の提出を求められた場合は、個人番号を提出し、「確認書」2枚目記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、私が保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会)に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

				在学校名						学	郭・研乳	2科	学科	・専攻
	日本	語表記												
	英語	表記												
	国・	地域名								Ŧ		_	I.	
本		フリガナ						住		'				
人	氏 名	漢字	(自署)					民票						
	生年	月日	(西暦)	年	月		В	(除票)						
	性別	(任意)		男・	女			住所		話番号 ミ・携帯)		()	
	住 所	(自署)	-)				(;	携帯)		()	
	氏 名	(自署)	-)			1	電話番号(自宅) 携帯)			()	
`	住 所			,										
国内国内)連絡	注し、	原則として、	<u>連帯保証</u> 生との奨学会									生に確実に	こ連絡でき
国可能各	氏	フリガナ 漢字					住所	-		電話番号	自宅携帯		()
۸.			(西暦)	年	月	В	未しと	の関係	1		母	3 兄弟	4 その	

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

【重要!】確認書は、提出する前に必ず両面コピーを取り、「本人控」として返還誓約書を提出するまで 大切に保管してください。

【様式C】確認書

1. 奨学金の貸与に係る事項 【保証】

 (保証)
 (外国の大学又は大学院で奨学金の貸与を受けるためには、一定の保証料を支払うことで保証機関による連帯保証(機関保証)を受けるとともに、連帯保証人及び保証人を選任し、人的保証を受けることが必要です。保証料の支払いは、機構が交付する毎月の奨学金から所定の保証料を差し引く方法によります。
 (返還警約書(無個人信用情報の取扱いに関する同意書)
 (2) 外国の大学又は大学院で奨学金の貸与を受けるためには、「返還誓約書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」(以下「返還誓約書」という)に奨学生と連絡が可能な国内に在住する者(国内連絡者)を定めなければなりません。
 (3) 奨学生は機構が定める期限までに連帯保証人及び保証人と連署の上押印した返還誓約書及び保証依頼書(兼保証委託契約書)を提出しなければなりません。
 (2) 返還營約書には、奨学生本人の「住民票の写し」(コピー不可、個人番号が記載されていないこと)、連帯保証人の印鑑登録証明書(コピー不可)及び収入に関する証明書保証人の印鑑登録証明書(コピー不可)を添付しなければなりません。
 (3) 機構が定める期限までに返選誓約書を提出しない場合には、採用の時に遡って奨学生としての資格を失います。奨学生としての資格を失った際にすでに払込まれた奨学金がある場合には、その全額を機構に返納するものとします。
 (4) 連帯保証人は、本人が未成年者の場合は報権者又は未成年後見人、本人が成年者の場合は原則として父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者、保証人は、独立の生計を営む者であって、原則として受母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者、保証人は、独立の生計を営む者であって、原則として奨学生の4報等以内(父母を除く)の親族でなければなりません。
 [貸与期間の取扱い)
 (5) 過去に貸与を受けた者が新たに貸与を受けた者の学校区分において現に在学学する学校と同じな分に属する学校できまるともでは、100円に関する学校でのよりに対して現に在学する学校と同じな分に届いて現に在学する学校と同じな分に属する学校で発生に貸与を受けた対した。100円に対して現に在学する学校と同じなりに属する学校で発生に貸与を受けた対しまして現に在学する学校と同じなりに属する学校で発生に貸与を受けた対した場合に表して現に在学する学校と同じなりに属する学校で発生に貸与を受けた対しまして、100円に対して受けるとものに関する学校と同じなりに関する学校で発売して、100円に対しては、100円に関する学校で発売して、100円に関する学校で発売して、100円に関する学校で発売して、100円に関する学校で発売して、100円に関する学校で発売を開始を見付して、100円に関する学校で発売して、100円に関する学校では、100円に関する学校では、100円に関する場合に対しません。
 (5) 第20円に関する学校を開始では、100円に関する場合に対しません。
 (5) 第20円に関する場合に対しません。
 (5) 第20円に関する場合に対しません。
 (5) 第20円に対しません。
 (6) 第20円に関する場合に対しません。
 (6) 第20円に対しません。
 (7) 第20円に対しません。
 (7) 第20円に対しません。
 (7) 第20円に対しません。
 (7) 第20円に対しません。
 (7) 第20円に対しません。
 (8) 第20円に対しません。
 (7) 第20円に対しません。
 (8) 第20円に対しません。
 (9) 第20円に対しません。
 (9) 第20円に対しません。
 (9) 第20円に対しません。
 (9) 第20円に対しません。
 (9) 第20円に対しません。
 (9) 第20円に対しません。
 (

- 期間の取扱い) 過去に貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間は、下記の学校区分において現に在学する学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して、現に在学する学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して、現に在学する学校の修業年限(修業年限を定めない学校にあっては、貸与を受ける者が卒業に必要な最短期間ににするまでの期間とします。ただし、機構が特に必要と認めるときは、同一の学校の区分における一の貸与契約に限り、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間、貸与を受けることができるものとします(同一の学校・学郎・学科・研究科を一度返学後に復籍する場合を除く)。
 7 大学
 7 行即十一会

 - ヘテ 短期大学 大学院修士課程(前期博士課程及び一貫制博士課程前期相当分を含む)及び専門職大学 院(法科大学院を含む)の課程 大学院博士課程(後期博士課程及び一貫制博士課程後期相当分を含む)

- 資格] 要学金の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者が、外国籍の者のうち次のいずれがに該当する者とします。
 P 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)]第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者であって、次に掲げる要件の全てに該当する者(ア)12歳を迎える学年の末日までに日本国に入国した者(イ)日本国の小学校等、中学校等、高等学校等を卒業した者(ウ)大学等の卒業後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると機構の長が認めた者本邦における在留期間その他の条件を総合的に勘案して前号に掲げる者に準ずると機構
- ウ 本邦における在留期間その他の条件を総合的に勘案して前号に掲げる者に準ずると機構 の長が認めたもの

【日額の変更】

- 基本月額、 増額月額は、機構の定める手続きにより変更することが可能です。 (9) 基本月額、 【利率の算定方法】

【貸与中の手続等】

- (14)
- 中の主続等】 奨学生は毎年度「奨学金継続願」を提出し、継続貸与の適格認定を受けなければなりません。 奨学生は次の場合、速やかに機構に届出をしなければなりません。 7 体学、復学、転学、編入学又は退学したとき。 7 連帯保証人、保証人又は国内連絡者を変更するとき。 7 本人、連任人、保証人又は国内連絡者の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
- ・ 英子並らげ起すること。 連帯保証人又は相続人は、奨学生が死亡したときは、速やかに機構に届出をしなければな
- ッスとか。 機構は次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき、奨学金の交付を停止、期 間短縮又は廃止します。 2 休学したとき又は長期にわたって欠席したとき。

- イ 傷病などのために修学の見込みがないとき。
 ウ 学業成績が不振又は性行が不良となったとき。
 エ 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
 オ 停学、その他の処分を受けたとき。
 エ 英学全の申込時に「奨学金申込書」に記載すべき事項を、故意に入力・記載せず、又は虚偽の入力・記載をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
 「 奨学金継続願」を提出しなかったとき。
 ケ その他、特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき。
 奨学生のでもなるの辞退を申し出ることができます。
 奨学金の交付を休止又は停止された場合、その事由がなくなり願い出たときは奨学金の交付を像活することがあります。

2. 奨学金の返還に係る事項

2. 奨学金の返還に係る事項 【返還の方法】 (1) 奨学金の返還は、貸与が終了した月の翌月から起算して6月を経過した後開始されます。 元利均等計算により算出された割賦額を、ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方 銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合 会、漁業協同組合又はインターネット専業銀行のいずれかの預貯金口座から自動的に引き 落とす方法で返還することになります(一部の信託銀行、信用組合、漁業協同組合及びそ の他の一部銀行のなかには、奨学金返還を取り扱わない金融機関があります)。機構の 定する期限までに「スカラネット・パーソナル」又は口座振替(リレーロ座)加入申込書 より手続きを行ってください。なお、「スカラネット・パーソナル」で手続した場合は控め 提出は不要です。延滞すると、延滞している割賦金(利子を除く)の額に返還期日の翌日 から返還した日までの日数に年(365日あたり)3%の割合を乗じて計算した額が延滞金と して課されます。 して課されます。

督促されてもなお延滞していると、連帯保証人や保証人に対する返還請求を行います。

- - あるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、
- します。 口座振替(リレー口座)による返還が適当でないと機構が判断した場合は、機構の指定する方法により返還するものとします。 変金に要する手数料を除いた返還過剰金が100円未満の場合は、学生支援寄付金として振 替えます。
- 古ん。 本人、連帯保証人及び保証人が返週期日を過ぎても返週を行わない場合、又は所定の手続きを怠った場合には、機構が委託した債権回収会社等から架電及が程を行います。また その際に固定電話より優先して携帯電話に架電することに同意します。 本確認書兼同意書に基づく奨学金貸与に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄
- する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

- (11) 本確認善素回慮着に基立く変字並良子に関する初却にしてく、候構の本部が任地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
 【その他手練等】
 (12) 要学金の貸与終了後、連帯保証人、保証人又は国内連絡者を変更するときは、速やかに機構に届け出なければなりません。
 (13) 本人、連帯保証人、保証人及び国内連絡者について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに機構に同け出なければなりません。また機構が本人から最後に届け出のあった氏名・住所に発送した通知又は通知書類が延着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。
 (14) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたときは、願い出により減額返還(1回当たじかの返園地音を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に応じた分の返園地音を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用間間に応じた分の返園地音を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用ではためが災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたとき、あるいは在学の場合を1とは海外留学等の場合には、願い出により返週であるというと言を機構に同け出なければなりません。
 (16) 本人が死亡したときは、組続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に同け出なければなりません。
 (17) 本人が死亡したとき、又は精神若しくは身体の障害によって、その奨学金を返還することがあります。
 (18) 本人が割賦金の返還を延滞したときは、法令の定める業務を遂行するため機構が必要と認
 (18) 本人が割賦金の返還を延滞したときは、法令の定める業務を遂行するため機構が必要と認

- がめらなり。 本人が割賦金の返還を延滞したときは、法令の定める業務を遂行するため機構が必要と認める場合に限り、本人の延滞情報を学校、金融機関、文郎科学省及び業務委託先に対して提供することがあります。 (18)

【個人番号の利用】

- 番号の利用] 個人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項にいう「個人番号」をさすものとし、機構からの請求に応じて個人番号を提出した場合は、同法および関連法令で定められた範囲で機構が個人番号を利用すること及び地方税情報を利用することに同意したものとします。 (19)

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項 申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合、貸与を受ける前に辞退した場合、ご の確認書兼同意書は無効となります。なお、その場合確認書兼同意書等は返却いたしません。 機構が責任をもって廃棄したします。

その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「貸与奨学規程」、その他の諸規程の 定めによります。

【個人信用情報の取扱いに関する同意条項】機構における個人信用情報機関への登録及び利用は、貸与奨学金の返済を延滞した場合のみ行います。 個人信用情報の利用・登録等

1. 私は、貸与奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報(その履歴を含む)が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の

現代の表現の企用の企用の企用の企用のでは、「Maria Maria Maria

個人情報	登録期間
─ 氏名、生年月日、性別、住所(郵便不着の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収 手続、完済等の事実を含む)の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない 期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
大 1 変数姿数の外生 次数学の大 1 由生の建設	大 おた中生の大 たりおたりをたわらかい期間

- 2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。
- 3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(機構ではできません)。
 - ①機構が加盟する個人信用情報機関:全国銀行個人信用情報センター https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

②同機関と提携する個人信用情報機関

: (株) 日本信用情報機構 https://www.jicc.co.jp/ (株) シー・アイ・シー https://www.cic.co.jp/ (代位弁済後の情報提供に

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め 奨学金に関するご質問にはお答えできません。

4、私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します

【様式D】奨学金振込口座届

※海外短期大学時の奨学金振込口座から変更する場合のみ提出してください。

•

いずれか片方を選んでご記入ください

	<u>ゆうちょ銀行以外</u> の金融機関への変更の方記入欄 (普通預金口座に限る)												
I	金融機関	金融機関名 (カタカナ)				該当の金融機関に○			店名(カタカナ)				
					労働3 信用約						1 支 店 2 出張所		
1	金融機関番号	店番号	預金種目	口座	番号(右づめ	で記入	して	ください)	人名義に	限る)			
l									フリガナ	氏	名		
			1普通 (総合)						氏名				

ゆう	<u>ゆうちょ銀行</u> への変更の方記入欄 (通常貯金口座に限る)													
記号番号(右づめで記						めで記	ストマ	ーくださ	((4)	口座名義人 (奨学生本人名義に限る)				
	ды г	,		ш 7	(/1 /	~> C più,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	. \ /c c	· /	フリガナ	氏		名	
1			0						1	氏名				

※ゆうちょ銀行の「記号」「番号」は、通帳の見開きの最初のページ(表紙裏面)に記載されています。 ※ゆうちょ銀行の「番号」は右詰めで記入し、8桁に満たない場合は、頭に「0」をつけてください。

注意

◎取扱いが可能な金融機関は、日本国内の銀行(ゆうちょ銀行を含む)、信用金庫、労働金庫、信用組合(一部を除く)に 限られています。

外国銀行、インターネット専業銀行(楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、PayPay銀行、auじぶん銀行、セブン銀行、イオン銀行等)、農協、信託銀行、その他一部の銀行(SBI新生銀行、あおぞら銀行等)は利用できませんのでご留意ください。また、普通預金口座または通常貯金口座のみ使用可能で、貯蓄預金口座は使用できません。

- ◎「三菱 UFJ 銀行」以外の英字名称の金融機関は英字部分をカタカナで記入してください。
- ◎濁点、半濁点は1字とします。
- ◎本店に口座を設けた場合は「ホンテン」と記入してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

【様式E】入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、審査の結果、融資を受けられなかった世帯の学生等が対象です。世帯年収(所得)が上限額を超えている等、日本政策金融公庫が定める条件を満たさないために「国の教育ローン」を申し込めなかった場合や、「国の教育ローン」の融資を受けられた場合は、入学時特別増額貸与奨学金の貸与はできません。

(西暦)	年	月	

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

入学時特別増額貸与奨学金の申込みにあたり、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を下記のとおり申し込みましたが、低所得等を理由に融資を受けることができなかったことを申告します。

1. 申告者 ※奨学金申込者本人(あなた)が記入

(フリガナ)	セイ			メイ		
氏名	姓			名		
生年月日	(西暦)	年	月		\Box	
在学校	学校名					
	学部• 研究科				学科 • 専攻	

2. 「国の教育ローン」の申込みについて ※国の教育ローン申込者(保護者等)が記入

_							
	申込者 (保護者等)	氏名				奨学金申込者本人か ら見た関係(続柄)	
ſ	申込年月日		(西暦)	年	月	\Box	
	申込先			-	支店		
	金融機関			3	銀行 金庫等	ر	×/0

3. 添付書類について

融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知書のコピー(※)を、本申告書に

添付します · 添付できません ← どちらかにO

(※) 圧着はがきの場合は、申込者(保護者等)氏名が印字されている宛名面も併せてコピーして添付してください。

「添付できません」を選択した場合は、必ず2枚目も記入してください。

(注)入学時特別増額貸与奨学金の申込みや手続きは、日本学生支援機構にお問合わせください。

2 枚目

【様式E】入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書

4.	融資できない旨を記載した日本政策金融公庫の通知文のコピーを添付できない事情等に
	ついて

「融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー」を添付できない場合は、以下ア・イのうち該当する理由を選択して()に〇をつけ、必要事項を記入してください。

ア() 申込先金融機関において融資できない旨の通知を文書で発行していないため

結果の通知方法 (なてはまるものにの)	・金融機関窓口で口頭にて結果を知らされた。・電話で結果を知らされた。						
(あてはまるものに〇)	・その他()					
融資できない理由(※)							

イ() 「融資できない旨を記載した公庫発行の通知文」を紛失し、再発行を依頼したが断られた ため

「融資できない旨を記載した公庫発行の通知文」は再発行が可能ですので、原則、金融機関に再発行を依頼してください。再発行されなかった場合に限り、下記の欄に記入し、本紙を提出することができます。 なお、再発行の依頼状況について、機構から国内連絡者に照会することがあります。

再発行を依頼した日	(西暦)	年	月	В	
再発行を断られた日	(西暦)	年	月	В	
再発行を断られた理由					
融資できない理由(※)					

(※) 融資できない理由について

世帯年収(所得)が上限額を超えている等、日本政策金融公庫が定める条件を満たさないために「国の教育ローン」を申し込めなかった世帯の学生は対象外です。この場合、「国の教育ローン」も、本機構の入学時特別増額貸与奨学金も利用できません。

万一、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込んでいないことが判明した場合は、入学時特別増額貸与奨学金の採用を取り消します。

この場合、既に振り込まれた入学時特別増額貸与奨学金の全額を返金しなければなりません。

【様式F】在留資格「定住者」「家族滞在」に係る申告書

〇太枠内の項目	を記入してください。							
申込者氏名 (自署)								
在留資格	□ 定住者 □ 家族滞在	在留期限	(2	西暦)	20	年	月	E
○準備した提出	書類に✔をしてください。	0						
在留カード	(コピー)・住民票の写し	ノ(原本)のい	ずれか					
」 出入国記録	の写し(原本)【家族滞在	Eのみ】						
〇以下の質問に	回答してください。該当	する□には √ ?	を、	ICI6	は内容を	記載してく	くださ	い。
【定住者】 日本に永住す	る意思がありますか。				口はい	□ <i>010</i>	ハえ	
【家族滞在】 大学等を卒業	後も日本に定着して就労	する意思はあり	りますか	'n°	ロはい	□レハレ	١え	
日本国へ初め	て入国した日	-	(西暦)	20		月		日
日本国の小学 卒業した小学	校を卒業しましたか。 校名]	ロはい	□l	いえ		小学	<u>校</u>
卒業した小学	校の所在地(都道府県)	-						_
日本国の中学卒業した中学	校を卒業しましたか。 校名]	ロはい	□ℓ	いえ		中学	<u>校</u>
卒業した中学	校の所在地(都道府県)	-						
日本国の高等 卒業した高等	学校を卒業しましたか。 学校名] -	ロはい	□ℓ	いえ	Ē	高等学	<u>校</u>
卒業した高等	学校の所在地(都道府県) _						_
	業程度認定試験合格者」 学校卒業程度認定試験に	_	□はい したか。	□ℓ	いえ			
, -			(西暦)	20	白	E 目		Н